

## 5. 地域社会の啓発

(協議会の事務所)

第五条 協議会の事務所は、安達郡本

宮町字南町裡一四七番地、本宮町教

育委員会事務局内に置く。

第二章 協議会の組織

(組織)

第六条 協議会は、委員十九人をもつ

て組織する。

(会長)

第七条 協議会の会長は、関係町村の

教育長が協議して定めた教育長をもつ

てこれに充てる。

(委員)

第八条 委員は、関係町村の教育長、

学校長及び福祉担当課長をもつてこ

れに充てる。

(任期)

第九条 会長及び委員の任期は、その

町村の教育長、学校長及び福祉担当

課長の在職期間とする。

(会長の職務代理)

第十条 会長に事故あるとき又は会長

が欠けたときは、会長があらかじめ

指定した委員が会長の職務を代理す

(会員)

(職員)

第十一條 協議会の担任する事務に從

事する職員（以下「職員」という。）

は、本宮町教育委員会事務局（以下

「幹事町」という。）の職員の中から

関係町村教育長が協議により、委員

の同意を得て会長が選任する。

（職員の職務）

## 第十二条 会長は、職員の中から主任

の者（以下「事務長」という。）を定

めなければならない。

2、事務長は、会長の命を受け協議

会の事務を掌理する。

3、事務長以外の職員は、上司の指

揮を受け協議会の事務に従事する。

## 第三章 協議会の会議

(協議会の会議)

第十三条 協議会の会議は、協議会の

事務の管理及び執行に関する基本的

な事項を決定する。

(会議の招集)

第十四条 協議会の会議は、会長が招

集する。

2、会議開催の場所及び日時は、会

議に付議すべき事件とともに、会

長があらかじめ、これを委員に通

知しなければならない。

(会議の運営)

第十五条 協議会の会議は、委員の半

数以上が出席しなければこれを開く

ことができない。

2、会長は、協議会の会議の議長と

なる。

3、協議会の会議の議事その他会議

の運営に関し必要な事項は、協議

会の会議で定める。

第四章 協議会の担任する事務の管

理及び執行

(準用する条例・規則等)

第十六条 協議会がその事務を管理し

及び執行する場合においては、幹事

町の当該事務に関する条例・規則そ

の他の規程（以下「条例・規則等」という。）を準用するものとする。

2、前項の条例・規則等が改廃され

た場合においては、幹事町の町長

は、その旨を協議会の会長に通知

するものとする。

## 第五章 協議会の財務

(経費の支弁方法)

第十七条 協議会の事務の管理及び執

行に関する費用は、関係町村が負担

する。

2、前項の規定により関係町村が負

担すべき額は、遅くとも年度開始

前九十日までに関係町村の協議に

より決定しなければならない。こ

の場合においては、関係町村教育

長は、あらかじめ協議会に要する

経費の見積りに関する書類を提出

するものとする。

(予算)

第十八条 協議会の予算是、前条によ

る負担金及び繰越金その他の収入を

歳入とし、協議会の事務の管理及び

執行に要するすべての経費をその歳

出とする。

(予算調整等)

第十九条 協議会の会長は、毎会計年

度予算を調整し、年度開始前に協議

会の会議を経なければならない。

2、協議会の会計年度は、地方公共

団体の会計年度による。

3、第一項の規定により予算が協議

会の会議を経たときは、会長は、

計事務を掌る。

(協議会出納員)

第二十二条 会長は、職員のうちから

協議会出納員を命ずることができる。

2、協議会の出納員は、会長の命を

うけて、協議会の出納その他の会

計事務を掌る。

3、会長は、その事務の一部を協議

会出納員に委任することができます。

(決算)

村に送付しなければならない。こ

の場合においては会長は、当該予

算の実施計画、当該年度の事業計

画その他の財政計画の参考となるべ

き事項に関する書類をこれに添え

なければならない。

## 第六章 協議会の会計

(会計)

第十二条 協議会は、会計のうちから

定予算の追加、又はその他変更を必

要と認めるときは、その旨を関係町

村長に申し出るものとする。

2、前項の申し出があつたときは、そ

の協議により当該既定予算の追加

予算の追加、又はその他の変更を

必要と認める場合には、そ

の協議により当該既定予算の追加

又はその他の変更すべき額を決定

する。

(出納及び現金の保管)

第二十一条 協議会の出納は会長が行

う。

2、協議会に属する現金は、幹事町

の指定する金融機関にこれを預け

入れなければならない。

3、第一項の規定により予算が協議

会の会議を経たときは、会長は、

計事務を掌る。

(協議会出納員)

第二十二条 会長は、職員のうちから

協議会出納員を命ずることができる。

2、協議会の出納員は、会長の命を

うけて、協議会の出納その他の会

計事務を掌る。

3、会長は、その事務の一部を協議

会出納員に委任することができます。

(決算)

第二十三条 会長は、毎会計年度終了